



平成27年4月

子ども・子育て支援 新制度スタート

子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」と関連する法律に基づく新しい制度の概要を紹介します。

問合せ
こども未来課
☎ 33-8721

1. 取り組み

幼児期の教育や保育など、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

少人数の子どもを保育する事業の創設を検討し、身近な保育の場を確保します。

子どもが減少している地域の子育てを支援します。

2. 教育・保育の場は、4つの種類になります

幼稚園
幼児期の教育を行う施設

保育園
就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

認定こども園
教育と保育を一体的に行う施設

地域型保育
少人数の単位で子どもを預かる施設（家庭的保育、小規模保育など）

3. 施設利用のための認定を受けていただきます

利用を希望する保護者は、子どもの年齢や教育・保育の希望によって3つの区分の認定を受けることになります。

1号認定

子どもが満3歳以上で、
教育を希望する場合
↓
幼稚園
認定こども園

2号認定

子どもが満3歳以上で、
保育の必要な事由に該当し、
保育を希望する場合
↓
保育園
認定こども園

3号認定

子どもが満3歳未満で、
保育の必要な事由に該当し、
保育を希望する場合
↓
保育園
認定こども園
地域型保育

※一部の施設は、認定を受けなくても利用できる場合があります。

4. 地域の子育て支援も充実していきます

一時預かりや延長保育、子育て支援センターやこどもプラザなどの地域子育て支援拠点、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの事業の充実を図ります。

5. 「八代市子ども・子育て支援事業計画」をつくりまします

計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間です。現在、教育や保育の機関、子育て中の保護者などの委員15人で構成された「八代市子ども・子育て会議」で、計画の策定などの審議を行っています。

Q & A

幼稚園や保育園の入園手続きはどうなりますか。

↓これまでの手続きの時期や流れは大きく変わりません。3つの区分による認定を受け、認定証が交付されます。来年度の入園手続きについては、11月頃にお知らせします。

保育料はどうなりますか。

↓現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限に、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。